

36協定届が新様式に

Q、時間外・休日労働に関する協定届(36協定届)の届出用紙が変更されたと聞きました。変更点について教えてください。

A、労働基準法において法定労働時間は原則1日8時間以内、1週40時間以内です。

法定休日は毎週少なくとも1日、あるいは4週間を通じて4日以上与えなければなりません。これらを超えて労働させる場合には、あらかじめ労使間で協定を締結(協定書)した後、36協定届を作成して所轄労働基準監督署への届出が必要です。

この届出について令和3年4月より様式が一部変更されました。

◎押印・署名の廃止

行政手続きの押印原則の見直しにより、押印・署名は不要となりましたが、記名(ゴム印・パソコン印字など)は必要です。

そして、協定届が協定書を兼ねる場合には、労使双方で合意・締結されたことを明らかにするため、労働者代表および使用者の署名、または記名押印が必要となります。

◎労働者代表についてのチェックボックス新設

労働者代表の選任にあたり、適格性について以下の留意事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れることとなりました。

管理監督者でないこと

36協定を締結する者を選出することを明らかにしたうえで、投票、挙手などの方法で
選出すること

使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

締結された内容は、常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付など、労働者への周知が必要です。働き方改革が進むなか、36協定に限らずさまざまな労使協定を締結する機会が増えますが、トラブル防止のためにも、労使間での十分な理解が求められます。新様式については厚生労働省のホームページからダウンロードが可能です。